

# 「富山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の制定（案）について

## 1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の成立により、介護保険法が改正されました。そのため、厚生労働省令（介護保険法施行規則）で定めている「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準」を踏まえ、市の条例を定めることになりました。

つきましては、「富山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）」について皆様のご意見を募集します。

なお、お寄せいただきましたご意見は、個人情報を除いて富山市の考えとともに整理した上で広報することとしており、個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 2 基準の区分

省令で定めていた基準を条例で定めるに当たっては、従来の基準を分類し、条例の立案に一定の規制がかけられています。

基準の区分	区分の意味
①従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
②参酌すべき基準	地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

## 3 富山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

### 【地域包括支援センターとは】

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談、権利擁護等の包括的支援事業を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関です。設置主体は市であり、本市では、市内全域の 32 箇所に設置し、社会福祉法人等への委託により運営しています。

【市条例制定に係る基準の考え方】

分類	基準の類型	内容
		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>介護保険法施行規則 140条の66第2号イ</p>	<p>参酌すべき 基準</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p>
<p>介護保険法施行規則 140条の66第2号ロ</p>	<p>参酌すべき 基準</p>	<p>2 地域包括支援センターは、施行規則第140条の66第1項ロ第2号の規定に基づき設置される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正、かつ中立な運営を確保すること。</p>
<p>介護保険法施行規則 140条の66第1号イ</p>	<p>従うべき 基準</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが置くべきその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。            (1) 保健師その他これに準ずる者            (2) 社会福祉士その他これに準ずる者            (3) 主任介護支援専門員（法第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者</p>

※参酌すべき基準について

現行の基準は包括的支援事業を実施するための基準として適切であり、本市独自の基準を定める必要はないため、省令基準どおり定める。

【市規則制定に係る基準の考え方】

<p>介護保険法施行規則 140条の66第1号ロ</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>(人員基準)</p> <p>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべきその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員(法第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <table border="1" data-bbox="756 1120 1401 2083"> <thead> <tr> <th data-bbox="756 1120 1078 1263">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="1078 1120 1401 1263">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="756 1263 1078 1406">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1078 1263 1401 1406">1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 1406 1078 1697">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1078 1406 1401 1697">1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから2人(うち1人はその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 1697 1078 2083">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="1078 1697 1401 2083">専らその職務に従事する常勤の1項の(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の1項の(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから2人(うち1人はその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の1項の(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の1項の(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準									
おおむね1,000人未満	1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから1人又は2人									
おおむね1,000人以上2,000人未満	1項の(1)から(3)までに掲げるものうちから2人(うち1人はその職務に従事する常勤の職員とする。)									
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の1項の(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の1項の(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人									

市独自基準（案）		担当する区域における第 1 号被保険者の数が 6,000 人を超える場合について、本市の実情に応じ、第 1 号被保険者の数がおおむね 2,000 人まで増加するごとに第 3 条第 1 項の (1) から (3) までに掲げる者のうちいずれか 1 人を増員することとする。
----------	--	---

**【市独自基準（案）の設定理由・考え方】**

地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数が 6,000 人を超える場合については、事業の円滑な実施及び第 1 号被保険者と職員のバランスの適正化を考慮し、第 1 号被保険者がおおむね 2,000 人まで増加するごとに第 3 条第 1 号イの(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか 1 人を増員することが適切と判断される。